

1 「次期医師確保計画策定ガイドライン」における医師確保の方針の考え方

- 医師確保の方針についての基本的な考え方は、以下のとおり。

- ・ 医師少数都道府県及び**医師少数区域**については、**医師の増加を医師確保の方針の基本とする。**
- ・ 偏在是正の観点から、**医師の少ない地域は、医師の多い地域から医師の確保を図ることが望ましく**、医師の多寡の状況について2次医療圏及び都道府県のそれぞれについて場合分けをした上で医師確保の方針を定めることとする。
- ・ 現時点で医師確保が必要であるのか、現時点では医師が確保できているが、2036年時点には医師の確保が必要となるのかなどの時間軸による状況の差異によって、採るべき医師確保の対策に係る方針が異なる場合があることから、時間軸によっても場合分けした上で医師確保の方針を定めることとする。

- 現時点と2036年時点のそれぞれにおける医師確保の方針は、以下のとおり。

- ・ 現時点の医師の不足に対しては、短期的な施策による対応を行うこととし、長期的な施策では対応しないこととする。
- ・ 2036年時点の医師の不足に対しては、短期的な施策と長期的な施策を組み合わせで対応することとする。

(1) 都道府県における基本的な医師確保の方針

- 医師少数都道府県については、医師の増加を医師確保の方針の基本とする。
- 医師少数都道府県は、医師多数都道府県からの医師の確保ができる。
- 医師少数でも多数でもない都道府県は、都道府県内に医師少数区域が存在する場合には、必要に応じて医師多数都道府県からの医師の確保ができる。
- 医師多数都道府県は、当該都道府県以外からの医師の確保は行わない。

(2) 2次医療圏における基本的な医師確保の方針

- **医師少数区域**については、医師の増加を医師確保の方針の基本とし、**医師少数区域以外の2次医療圏からの医師の確保ができる。**
- **医師少数でも多数でもない2次医療圏**は、必要に応じて、医師多数区域の水準に至るまでは、**医師多数区域からの医師の確保を行える。**
- **医師多数区域**は、**他の2次医療圏からの医師の確保は行わない。**これまでの既存の施策による医師の確保の速やかな是正を求めるものではないが、**医師少数区域への医師派遣を行うことは求められる。**

なお、例えば、医師多数区域であっても、圏内における産科医師又は小児科医師が、その勤務環境等を鑑みて不足している場合、産科医師又は小児科医師に特化して確保する方針とすることや、外来医師多数区域においては特に、診療所が地域で不足

する医療機能を担うことができるよう、環境の整備を行う方針とする等、様々な形の医師の偏在に対して、適切な医療提供体制を構築するための方針は採択可能である。

2 本県における医師の確保の方針（案）

以上の国から示された方針を踏まえ、本県の医師確保の基本的な方針を次のとおりとする。

- 本県には医師多数区域が2区域あるため、まずは県内において必要な医師を確保することとし、医師多数都道府県からの積極的な医師の確保は行わない。
- 大学病院、医師会、関係医療機関及び県が互いに協力し、愛知県内に多くの医師に定着してもらえよう、医師のキャリア形成支援や勤務環境改善に積極的に取り組む。
- 地域医療構想推進委員会における議論の結果や、医師の働き方改革の影響を踏まえつつ、地域医療の提供体制を確保する。